

青森県文化部活動の指針

令和元年 8月
青森県教育委員会

●「青森県文化部活動の指針」策定の趣旨

- 文化部活動は、学校の教育活動の一環として、各文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）の指導の下、芸術文化等の活動に興味・関心のある同好の児童生徒が参加して行われている。技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた児童生徒の状況理解等、その教育的意義が高い活動である。
- 文化部活動は、児童生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、児童生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。一方、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する生徒もいる。また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、活動時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もあり、週1～2日短時間の活動をするだけの部もある。
- 文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。
- 県教育委員会が平成30年12月に策定した「運動部活動の指針」では、スポーツ医・科学の観点を考慮し、休養日及び活動時間等について指針を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休養をとりながら進められるべきものである。
- 本指針は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）（以下「国のガイドライン」という。）に則り、小学校・中学校・高等学校それぞれの段階における文化部活動を対象として、本県の実情を踏まえるとともに、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定する。
 - ① 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本指針等を踏まえ、各校種ごとに文化部活動の指導・運営に関する体制を構築し、児童生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。
 - ② 学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい文化部活動の実現を図ること。
 - ③ 高等学校では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、合理的でかつ効率的・効果的な文化部活動の運営に取り組むこと。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本指針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」（以下「設置者の方針」という。）を策定する。

イ 校長は、設置者の方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、「運動部活動の指針」に掲載している「運動部活動指導計画様式」（例）を参考にするなどしながら、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の児童生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、児童生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 学校の設置者は、各学校の児童生徒や教職員の数、校務分担の実態、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に際しては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや児童生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、児童生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、必要に応じて文化部活動の活動方針及び活動計画等について、教職員、文化部活動の指導者、保護者等が共通理解を図る機会（文化部活動連絡会等）を設定する。

カ 学校の設置者は、文化部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研

修等の取組を行う。

キ 学校の設置者及び校長は、教職員の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁）及び「防災・安全の手引」（平成 26 年 3 月 県教育委員会）に則り、児童生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

小学校

- ① 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。）
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

- ④ 児童が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、平日、週末ともに長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

中学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

高等学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。
- ⑦ 教育目標や学校の特色、分野の特性及び生徒の芸術文化等に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週1日以上休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。

イ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「文化部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「文化部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「設置者の方針」に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 児童生徒のニーズに応じた芸術文化等の活動の推進

小学校

ア 校長は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ態度を培うとともに、健全な心身を育み、よりよい人間形成を図るための文化部活動の観点に加え、少子化に伴う統廃合等により、地域によっては児童が芸術文化等の活動に親しむ機会そのものが失われていく可能性を鑑み、誰でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする文化部の設置等、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを推進する。

具体的な例としては、より多くの児童の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、児童が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、児童数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、児童の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の児童が拠点となる学校の文化部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から、学区内の中学校文化部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

中学校

ア 校長は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤としての文化部活動の観点から、芸術文化等の能力向上以外にも芸術文化等の活動の苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする文化部の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点となる学校の文化部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から学区内の小学校文化部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

高等学校

ア 校長は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤としての文化部活動の観点から、芸術文化等の能力向上以外にも芸術文化等の活動の苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする文化部の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、

季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

また、高等学校においては生徒の発達段階を踏まえ、校長は、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重した活動に配慮する。

イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点となる学校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組について方策を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 学校の設置者及び校長は、児童生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設・文化施設の活用その他、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化等の活動のための環境の整備を進める。その際、地域の関係者が集まった協議会等を設置し、運営主体、組織づくりなども踏まえながら進めることに留意する。

イ 各分野の関係団体等は、学校の設置者等と連携し、それぞれの役割や実施主体を明確にしなが、学校と地域が協働・融合した形での地域の芸術文化等の活動のための環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に積極的に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と地域の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟は、全国中学校文化連盟及び公益社団法人全国高等学校文化連盟が主催する大会等について、参加資格の在り方、大会規模もしくは日程等の在り方、運営の在り方に係る見直しが行われた場合、それらの動向を踏まえ、県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟が主催する大会等においても同様の見直しを行う。

(2) 学校の設置者等は、学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の全体像を把握するとともに、本県の実情を踏まえた上で、児童生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

(3) 校長は、学校の設置者等が定める上記(2)の目安等を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や文化部活動の指導者の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 今後に向けて

- 本指針は、本県の実態を踏まえた上で、学校の文化部活動の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、児童生徒が芸術文化等の活動のための環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から複数の学校が合同で活動することや一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本指針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる児童生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、芸術文化等の各分野の関係団体等は、各分野の普及の観点から、文化部活動等や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、芸術文化等の水準向上の観点から、地方公共団体や地域の文化部活動に関わる組織等とも連携し、児童生徒を、早期からの本格的な育成へ導くことができるよう、指導者養成も含めた仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。